

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第32号

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第2号）
- (2) 第1切替日における職務に相当する職務を定める規則（平成19年鳥取県人事委員会規則第3号）
- (3) 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第5号）
- (4) 第2切替日における号給の決定に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第6号）
- (5) 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第34号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。